

受付印

## 熱損失防止（省エネ）改修工事に伴う固定資産税減額適用申告書

平成 年 月 日

河南町長 へ

申出者 住所

氏名

電話

地方税法附則第15条の9第9項の適用を受けたいので、河南町税条例附則第6条の2第8項の規定に基づき、添付書類を添えて申告します。なお、本申告書裏面に記載されている注意事項に全て同意します。

納税義務者	住所			
	氏名			
家屋の内訳	所在地	河南町	家屋番号	番
	構造		種類	
	床面積	m <sup>2</sup> （うち居住の用に供する部分 m <sup>2</sup> ）		
	建築年月日	平成 年 月 日	登記年月日	平成 年 月 日
改修工事内訳	費用など	1 工事費用（省エネ改修工事以外も含む）		円
		2 うち省エネ改修工事費用		円
		1 - 2 = 自己負担額		円
	工事完了日	平成 年 月 日		
3ヶ月以内に本申告書を提出できなかった理由				
備考				

添付書類等詳しくは、裏面をご覧ください。

## 添付書類

- ・ 建築士等が発行する省エネ基準に適合する旨の証明書
- ・ 領収書の写し（改修工事費用を確認できるもの）
- ・ 改修工事の明細書の写し、改修工事箇所の図面・写真（改修前・改修後）  
（建築士または登録住宅性能評価機関等の発行する証明で代用可）

### 1 減額措置を受けるための主な要件

- ・ 平成20年1月1日に存在する既存の住宅で、居住の用に供している部分の面積が全体の1/2以上のもの
  - ・ 次のいずれかの工事で、自己負担額が30万円以上もの
    - （1） 窓の改修工事（2重サッシ化、複層化など）
    - （2） 窓の改修工事と併せて行う床の断熱改修工事
    - （3） 窓の改修工事と併せて行う天井の断熱改修工事
    - （4） 窓の改修工事と併せて行う壁の断熱改修工事  
（外気等と接するものの工事に限る）
- 賃貸住宅は除く（ただし、賃貸住宅の所有者自らが居住部分の対象とする）

### 2 減額措置の対象

省エネ改修した家屋の固定資産税の1/3（ただし120㎡相当分を上限とする）

### 3 減額期間

工事完了日の翌年度

## 注意事項

- ・ 本申告書記載内容を審査するにあたり、現住所・世帯区分等を税務課が担当課に照会することがあります。また、必要に応じて現地確認を行う場合があります。
- ・ この減額措置は、1戸につき1回限りとなります。また、新築住宅特例や耐震改修特例等と同時に適用されません。